

福祉情報

重度心身障がい者
医療費給付事業受給資格の
自動更新について

受給資格のある方について、7
月中に自動更新処理により所得
判定し、個別に通知いたします。
※住所変更、保険変更等があった
場合は届け出をしてください。

▼重度心身障がい者医療費給付
事業とは、次の対象者が医療機
関で支払った費用の全部また
は一部を助成する制度です。
※保険適用外の費用、食事療養
費については対象外です。
※所得制限があります。

▼対象者

- 市内に住所を有する方で、
- ①身体障害者手帳1、2級の
所持者
 - ②療育手帳A1、A2の所持
者
 - ③身体障害者手帳3級所持者
でIQ50以下の方
 - ④精神障害者保健福祉手帳1
級の所持者（精神病床にお
ける入院費は対象外）

軽度・中度聴覚障がい児 支援について

公的助成を受けられない軽
度・中度の18歳未満の聴覚障が
い児に対して補聴器購入費用等
の一部を助成し、言語の習得や
コミュニケーション能力等の成
長及び教育等における健全な発
達を支援します。

▼助成対象者

- 津久見市に住所を有し、
①両耳の聴力レベルが30デシベ
ル以上で、法令の規定に基づ
く補聴器の交付対象とならな
い方

②補聴器・人工内耳の装用によ
り、言語の習得等一定の効果
が期待できると医師に判断さ
れた方

※本人または世帯員のうち市町
村民税所得割の納税額が46万
円以上の方がいる場合は助成
の対象外です。

▼対象経費

- ・新規補聴器を購入する費用
- ・補聴器・人工内耳の修理に要
する費用
- ・耐用年数経過後に補聴器を更
新する費用

▼問い合わせ

社会福祉課 障がい支援班
☎0972(82)9519

心の健康相談(要予約)

▼内容 精神保健・福祉・医療
に関する相談(心の相談、精
神疾患の医療・日常生活・社
会復帰に関すること、認知症、
アルコール・薬物依存、ひき
こもり、思春期問題等に関す
ること)

▼専門医による相談日

6月26日(木)

▼相談場所 中部保健所

※前日午前中までに予約受付

▼問い合わせ 中部保健所

☎0972(62)9171

児童手当・特例給付の

「現況届」について

これまで全ての受給者に提出
をお願いしていましたが、令和
4年度から受給者の現況を公簿
等で確認することで、現況届の
提出は「原則不要」となりまし
た。ただし、一部の受給者につ
いては引き続き手続きが必要に
なりますので、個別で通知いた
します。

▼問い合わせ

社会福祉課 子育て支援班
☎0972(82)9519

うばめ園文化健康教室

▼日時 6月16日(月)

10時～11時

▼内容 健康教室「演歌ビクス」

※参加は無料です。

※上靴をご用意ください。

▼場所・申込・問い合わせ

うばめ園あゆみ

☎0972(82)0353

困りごと・心配なこと お気軽にどうぞ！

生活のことなど、お困りごと
ありませんか？

相談員にお気軽に相談くだ
さい。【要予約】

▼日時 6月25日(水)

13時30分～15時30分

▼場所 市役所会議棟会議室

(ハローワーク隣)

▼申込・問い合わせ

社会福祉課 生活支援班

☎0972(82)9547

手話通訳設置日

▼6月の設置日

9日(月)・16日(月)・

23日(月)・30日(月)

▼設置場所 社会福祉課 窓口

▼時間 8時30分～12時

13時～16時30分

▼問い合わせ

社会福祉課 障がい支援班

☎0972(82)9519

療育相談

在宅の障がい児およびその家
族のための、療育相談を行いま
す。

▼日時 6月8日(日)9時～15時

▼場所 交流センターすくらむ

白杵市大字白杵72番地137

▼参加費 無料

▼相談内容 口腔衛生・療育訓
練・日常生活・進路(就学)福
祉サービス等

※専門スタッフが対応します。

※相談内容によっては、相談時
間が異なるのでお問い合わせ
ください。

▼申込・問い合わせ

さぽーとセンター風車

☎0972(63)5888

「見えない・見えにくい方のスマートフォン体験会」

◆内 容 iPhone(アイフォーン)というスマホの読み上げ機能を利用し、実際に iPhone
に触れながら操作方法など体験できます。
興味はあるけど使い方がわからない、今後スマホに変える予定がある方など、ご参
加をお待ちしています。

◆日 時 令和7年6月16日(月) 13:30～15:00

◆場 所 (福)津久見市社会福祉協議会
市民ふれあい交流センター内 ボランティアセンター

◆対 象 見えない・見えにくい方

◆定 員 2名

◆料 金 無料

◆問合せ・申込
社会福祉法人 大分県盲人協会 ☎097-532-8450 担当：中島

◎大分県盲人協会は、スマホやパソコン等に関する相談を随時行っています。
当事者のご家族の方や、支援者の方のご相談も承っています。
体験会のご参加、スマホなどのご相談についてはお問い合わせください。